

2011年度森泰吉郎記念研究振興基金 研究成果報告書

学籍番号：80926027

政策・メディア研究科修士課程2年

内藤寛子

0. 森泰吉郎記念研究振興基金申請時の研究題目

中国共産党と司法機関の領導関係-1980年代後半の政法委員会の改組に着目して-

1.はじめに

森泰吉郎記念研究振興基金を頂き、修士論文を執筆する際の経費として役立てた。当初、森泰吉郎記念研究振興基金を申請する際には、香港と台湾での資料収集を目的としていたが、①パソコンの故障に伴う諸経費を捻出するため、②昨年度在籍した北京大学において修士論文を執筆するための資料を予想よりも多く収集することができたため、当初の用途以外のことに使わせていただいた。

そこで、研究成果報告書として第1に森泰吉郎記念研究振興基金を頂いたことで書き上げることができた修士論文の具体的な内容を説明し、第2にそれを踏まえた今後の課題と研究予定を提示する。

2. 研究内容

2-1.研究題目（修士論文題目）

中国共産党一党体制における司法機関の役割-1980年代後半の政治体制改革における人民法院に対する措置に着目して-

2-2.研究概要

民主主義体制における三権分立とは異なり、中国は特殊な党と国家の関係を有する党国体制を築いている。三権分立は各々の機関の調整と抑制が機能するとともに、それらの独立性が確保されている、一方で中国の状況は中国共産党（以下、「党」）が人民代表大会、政府、人民法院の上位に位置しており、それぞれの国家機関は党の指導を受けることが義務付けられている。

その中でも党の業務に対する介入の度合いが最も強いとされている機関とは、本研究が採り上げる人民法院である。本研究は、党の一党体制における司法機関である人民法院の役割を解明することを目的とした。

本研究は、中国共産党が党と国家の関係を模索し現代中国の政治に多くの影響を与えた1980年代後半に注目し、党が一党体制を維持するためどのような国家のグランドデザインを描いたのかを考察し、手続きによる指導の正当化が目指されていたことを実証的に分析

した。

このような分析を有する本論文の意義は2つある。第一に現代中国政治研究において従来あまり論じられてこなかった党と司法機関の指導関係を取り上げていることである。従来の研究において、人民法院は党の介入が高い機関であるため、両者の関係は癒着を越え党に人民法院が取り込まれていると考えられていた。したがってあえて両者を独立させ個々として扱い、両者の関係を研究する必要性がないとされていた。しかし、近年このような状況に変化がみられている。1997年には「法に基づく国家づくり」が必要であると憲法に明記され、その具体的な政策として人民法院に対し少なくない改革が実施され始めた。本研究はこのような時代背景を鑑み、党と人民法院の指導関係を事例として用いようと考えた。

第二に、一党体制が維持される構造に着目することで中国共産党と国家の関係の変化と体制移行の理論の連結について、新たな視座を提供することができるということである。従来の現代中国政治研究の共通の問題意識とは「中国は民主化するか否か」という未来学的な観点であった。そしてそれらを結論付けるため共有された前提とは「一党体制における欠陥の発生＝一党体制の動揺」であった。確かに1989年に発生した天安門事件にみられるように「一党体制における欠陥の発生＝一党体制の動揺」となる場合もあるが、この前提を採用すると現在各地で非合法のデモが頻発している状況であるのにもかかわらず体制が維持される構造を見落としてしまう。そこで本研究は中国がどのように民主化するかという点ではなく、党はどのように一党体制を維持しているのかという点に着目し研究を行った。

本研究は、1987年に提起された政治体制改革のカギとされた「党務と政務を分ける（党政分離）」方針の具格的な諸政策が各々の国家機関に対して異なる措置が行われた点を取り上げ、なぜ人民法院に対応する党組と対口部の設置が継続されたのか、について論証した。この問いに対する本研究の分析結果は、党は人民法院に対する指導を獲得したいと考えたというものであり、この結果に基づく次の問いは、それではなぜ党は人民法院に対する指導を獲得し続けなければならないと考えたのか、であった。これに対する本研究の分析結果は、党は人民法院が有する2つの役割（行政機関を監督する役割、司法解釈の役割）を活発化させようとい図したというものである。

そして、これらの分析結果から得られた本研究の結論は、第一に党の指導の枠の中で人民法院の機能が強化されたということ、第二に人民法院の機能を強化することで「法に基づいた」手続きによる指導の正当化を党は目指していたということである。つまり、「元締め」として党が存在しながらも人民法院が担う政治的役割が増加したことが確認できた。とりわけ本研究は、党は国家機関に対する党の指導を強めることのみで一党体制を維持しようとしているのではなく、党の指導という大枠の中で少なくない改革が実施されており、その連結点に着目する必要があると論じた。

2-3.分析手法

本研究は、主に党が出版した史資料をもとに分析を行った。特に注目した点は法律の変化と人事の変化である。これらの資料は2010年度の森泰吉郎記念研究振興基金により可能となった香港での資料収集での成果が多い。特に、本研究の要となる政法委員会から政法領導小組に改組する際の人事の内訳は香港での資料収集なくしては説明することができなかった。

以下では、本研究が多く依拠した資料の具体的内容を示す。

①5年に一回開催される中国共産党全国代表大会報告を含む政治報告文献（『三中全会以来』 - 『14大以来』など）

現代中国政治研究の最重要資料として認定されるこれらの文献は鄧小平や趙紫陽など政府高官の談話が収録されており、当時の党の意図を読み解く貴重な資料であるといえる。また、『鄧小平文選』や『江沢明文選』などの政府高官個人の文選も当時の談話が多く収録されており、重要である。

②『中華人民共和国法制大事記』

この資料は、法律制度に関する事項の年表的資料である。党と各国家機関を分けて年表形式にまとめられており、本研究において人民法院の法律がどのような変遷をたどっているのかを確認する非常に有益な資料となった。また、重要な事項に関しては、人民日報の内容が載っていたり、法律案件だけでなく会議が開かれた日時が掲載されていたりと当時の状況を知るためには欠かすことのできない資料であった。

③『中国共産党組織史資料』

細かい人事の変遷やその組織の機能について説明されており、本研究の論理が依拠した中心的資料は本資料である。ただし、1980年代後半の党政分離に基づく対口部の動向については詳細に記されていないところがあり、十分であるとはいえない。しかしながら、國務院内部の機構改革や全体的な組織の変遷を確認するうえで非常に有用な資料であった。

④『政法工作50年』

本書は、本研究が採り上げた1980年代後半に最高人民法院院長を務めた任建新の文選である。報告者が確認する限り、本書を用いた先行研究はないことから、本研究が用いた新出かつ有力な史料であると考えられる。

本書が興味深い点は、①で提示した資料と食い違う発言がされており、党内部も一枚岩ではなく様々な利害があることを確認できた点である。特に本研究でも言及したが、組織の改編を巡る議論の食い違いは注目すべき点である。

代表的な資料は以上4つに分類されるが、それ以外にも1980年代後半当時に出された政治体制改革に関する学術書や最近出版された中国共産党史資料なども非常に有用であった。今後はさらに新しい資料を見ていくとともに森泰吉郎記念研究振興基金にて得られた既存の資料を整理していくことで新たな研究につなげていきたい。

3.本研究の課題

森泰吉郎記念研究振興基金を頂き、本研究は1980年代後半における党の意図を中心に研究を進めた。しかしながら、本研究の目的である一党体制における司法機関の役割や本研究の論点であった一党体制が維持される構造を解明するためには以下2つのことを今後検討しなければならない。第一に、他国との比較である。本研究に直接的に生かすことはできないかもしれないが、中国における司法機関とは何か、を議論するためには諸外国のそれと比較し中国における司法機関がどのように独特であるのかを説明しなければならない。中国における司法機関の研究は主に法学的観点から行われており、法学が注目する点は主に法律の運用である。そのため、本研究が今後中国における司法機関の政治的機能について明らかにすることができれば本研究の意義はより大きいと予想される。

第二に、一党体制が維持される構造を解明するためには党の意図だけでなく、党の指導を受容する人民の意識について考えなければならない。つまり、党の意図という理想の国家像を理解するだけでなく、理想の国家像によって作り出された制度が現実においてどのように捉えられ、運用されているのかを観察しなければ、党が現実社会に対しどのように適応しているのかという側面を描くことはできない。今後の課題として、本研究は現地調査に基づく人民法院の役割を解明しなければならないだろう。

4.今後の研究計画

今後の研究活動として以下のように予定している。

まず2月から3月にかけて博士課程における具体的な研究計画を考えるとともに、国際会議への申請を行いたい。また5月には修士論文を基軸とした学会発表を予定しているため、その準備を行う。夏頃を目途に修士論文を軸にした学会誌への投稿を検討したいと考えている。またこの時期に香港、台湾、福建、北京のいずれかに赴き新たな論文に向けた資料収集を行いたいと考えている。

新たな論文のテーマとして現在思考中であるのは、人民法院の重要な役割の一つである司法解釈を巡る政策過程についてである。最高人民法院がもつ司法解釈の権限は中国において党規と国法の乖離に柔軟に対応するための道具とされており、司法的立法の役割を担っているとされている。確かに立法権を持つのは最高権力機関である人民代表大会であるのは間違いないが、より政策に密着した法案や柔軟性のある解釈をどのような機関同士の争いの中考えられているのかを検討することは中国政治をより立体的に観察するうえで有益であると考えられる。

5.おわりに

今回、森泰吉郎記念研究振興基金をいただいたことで、恵まれた環境の中修士論文を執筆することができた。本当にありがとうございました。今後も森泰吉郎記念研究振興基金によって得ることができる素晴らしい機械を有意義に活用し、研究を進めていきたい。